

薬生発 0330 第 15 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改定について

血液製剤の使用適正化については、「「血液製剤の使用指針」の改定について」(平成 29 年 3 月 31 日付け薬生発 0331 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところで

す。
今般、日本医学会の分科会に所属する日本輸血・細胞治療学会が最新の知見を集積した「科学的根拠に基づいた小児輸血ガイドライン」を作成したことに伴い、これに準拠して「血液製剤の使用指針」のVII. 新生児・小児に対する輸血療法について改定し、本年 3 月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において、別添のとおりとすることが了承されました。

については、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関において血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。